

コミュニティ・センターの整備、管理について（審議事項⑤）

1 現状

（1）コミュニティ・センターの整備、管理

市は、コミュニティ活動の拠点、地域住民の交流の場、生涯学習の拠点、行政サービスの拠点として、すべての地区にコミュニティ・センターを整備する。整備後は、コミュニティ活動の主体である各地区コミュニティ運営協議会を指定管理者に指定し、管理している。このテーマについて、①コミュニティ・センターの整備に関するもの、②コミュニティ・センターの管理に関するものの2つの区分で課題を整理した。

（2）各地区コミュニティ・センター整備状況

整備済み 10 地区(吉武、赤間、赤間西、自由ヶ丘、南郷、東郷、日の里、池野、岬、大島)

未整備 3(2)地区(河東、玄海(田島、神湊))

新築 6(5)地区(赤間、赤間西、河東(予定)、東郷、玄海(田島、神湊)(予定))

改築 7 地区 吉武、自由ヶ丘、南郷、日の里、池野、岬、大島

整備基準 地区人口 15,000 人以上 1,200 m²

10,000 人超 1,100 m²

それ以下 600 m²

別紙「宗像市コミュニティ・センター各種情報」のとおり。

（3）各地区コミュニティ・センター利用状況（吉武から日の里までは平成21年度実績、池野、岬は平成23年度予定額、大島は平成22年度予算額による）

	地区名	利用料金収入(円)	貸館利用者数(人)
1	吉武	991,250	10,894
2	赤間	3,117,040	37,908
3	赤間西	3,309,580	50,053
4	自由ヶ丘	4,408,980	66,640
5	南郷	1,846,340	26,235
6	東郷	2,967,810	36,718
7	日の里	3,077,950	31,773
8	池野	300,000	—
9	岬	200,000	—
10	大島	275,000	—

（4）役員報酬の状況

別紙「役員手当（活動費）等の金額について」のとおり。

2 課題

	事項	内容
1	コミュニティ側の課題	① コミュニティ・センターの整備に関するもの ア 新築の場合 → 地区住民に主体的に関わってもらうワークショップ形式により、住民の意見を十分反映させた基本設計を策定することができる（例：赤間地区の介護予防室、河東地区の調理室）。 → 基本設計を十分尊重した上で、実施設計を策定（実施設計はワークショップ形式ではない。）。 → 結果、地区住民の意見を十分反映させられるため、利用者にとって使いやすいコミュニティ・センターができる。 イ 改築の場合 → 既存施設を目的替えて整備している。 → 市立公民館（自由ヶ丘、日の里、池野）、農業補助施設（吉武）、民俗資料館（岬）、温浴施設（大島）などをコミュニティ・センターとして活用 → コミュニティ・センターとしての使い勝手が悪い（改築しても限界がある。）。 ② コミュニティ・センターの管理に関するもの → 指定管理者制度により管理 → 管理権限の増大（例えば、使用許可者はコミュニティ運営協議会会長） → 施設内で事故等が生じた場合、コミュニティ運営協議会（会長）が損害賠償責任を負う可能性がある（賠償責任保険は加入） → 管理責任者としての会長の責任大 → 役員（会長）報酬を増額してもいいのではないかと。 → 増額負担は市？コミュニティ？（現在の役員報酬は、まちづくり交付金から）
2	市側の課題	① コミュニティ・センターの整備に関するもの → 整備方針に基づき、平成25年度までに全地区に整備予定 → 玄海（田島、神湊）は平成24年5月、河東は25年4月開館予定 → 吉武、自由ヶ丘、南郷、日の里は保全計画を定め、必要な改修を実施予定 ② コミュニティ・センターの管理に関するもの → 指定管理者制度により管理 → 損害賠償責任を負う可能性もある会長の報酬額を増やしてもいいのではないかと。

		→ 指定管理者委託料に会長報酬分を織り込むべきか。 ※ 指定管理者委託料 1 地区当たり年額約 1,000 万円（内訳；事務局長人件費、事務局員人件費（昼間 2 人、夜間 1 人）、電気料金（基本使用料のみ）、各種委託料（高圧電気管理等）等を算定。他の経費（水道、ガス、電気（基本使用料以外）、清掃委託など）は利用料金収入から支払う。
--	--	---